議案第５９号

七飯町個人情報保護法施行条例の制定について

七飯町個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和　４　年１２月　６　日提出

七飯町長　杉　原　　太

七飯町個人情報保護法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

２　この条例において「実施機関」とは、町長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第３条　実施機関は、本人の数が規則で定める数以上令第２０条第２項に規定する数未満の個人情報ファイルについて、法第７５条の規定の例により、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

（手数料等）

第４条　法第８９条第２項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

２　開示請求者が、保有個人情報の写しの交付又は送付を求めたときにおける当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者負担とする。

３　実施機関は、経済的困難その他特別な理由があると認められるときは、規則に定めるところにより、前項の費用を免除することができる。

（開示決定等の期限）

第５条　開示決定等は、開示請求があった日から１４日以内（特定個人情報に係る開示請求にあっては、３０日以内）にしなければならない。ただし、法第７７条

第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を１５日以内（特定個人情報に係る開示請求にあっては、３０日以内）に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から２９日以内（特定個人情報に係る開示請求にあっては、６０日以内）にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（審査会への諮問）

第７条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、七飯町個人情報保護審査会条例（令和　　年七飯町条例第　　号）第１条に規定する七飯町個人情報保護審査会に諮問することができる。

（１）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

（２）法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

（３）前２号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の規則を定め、又は変更しようとする場合

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法

律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（七飯町個人情報保護条例及び七飯町特定個人情報保護条例の廃止）

第２条　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）七飯町個人情報保護条例（平成１２年条例第１５号）

（２）七飯町特定個人情報保護条例（平成２７年条例第１８号）

（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の七飯町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第１２条第２項又は第１３条の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は前条の規定による廃止前の七飯町特定個人情報保護条例（以下「旧特定個人情報保護条例」という。）第８条の規定によるその業務に関して知り得た旧特定個人情報保護条例第２条第３号に規定する特定個人情報（以下「旧特定個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（１）この条例の施行の際現に旧条例第２条第２号及び旧特定個人情報保護条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報又は旧特定個人情報の取扱いに従事していた者

（２）この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報又は旧特定個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第１４条第１項若しくは第２項（旧条例第２４条第２項において準用する場合を含む。）若しくは第２４条第１項の規定による請求又は旧条例第２９条第１項若しくは同条第２項において準用する旧条例第１４条第２項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示等及び是正の申出並びに施行日前に旧特定個人情報保護条例第１１条第１項若しくは第２項、第２３条第１項若しくは第２項又は第３０条第１項若しくは第２項の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

３　施行日前に旧条例又は旧特定個人情報保護条例の規定により七飯町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例又は旧特定個人情報保護条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

４　この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第３８条第４項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第４条　七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１４条第３項を削る。